

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

- 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

### 【解 説】

- 公布した条例の解説

人事課

〃

〃

デジタル推進課

税務課

建築指導課

教育委員会

総務学事課

## 目次

担当課（室）

職員 の 定年等 に関する 条例等 の 一部を 改正する 等の 条例を ここに 公布する。

令和四年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

職員 の 定年等 に関する 条例等 の 一部を 改正する 等の 条例

(職員 の 定年等 に関する 条例 の 一部改正)

第一条 職員 の 定年等 に関する 条例 (昭和五十九年岡山県条例第十六号) の 一部を 次の ように 改正する。

題名 の 次に 次の 目次 及び 章名 を 付する。

目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 定年制度 (第二条―第四条)

第三章 管理監督職務上限年齢制 (第五条―第十条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制 (第十一条)

第五章 雑則 (第十二条)

附則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三を「。以下「法」という。第二十二條の四第一項及び第二項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで並びに第二十八条の七並びに警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第二項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢七十年とする。

一 保健所

二 岡山県精神保健福祉センター

三 岡山県環境保健センター

四 前三号に掲げる施設以外の施設等で医療業務を担当する部署等のあるもの

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「は、その」を「は、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続きいて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第八条の規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長し

た職員であつて、定年退職日において管理監督職（第五条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第八条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に、「により」を「による欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「その」を「当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「一年」を「これらの期限の翌日から起算して一年」に、「その」を「当該」に改め、「職員」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」を「任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」に、「第一項の事由が存しなくなつた」を「第一項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。  
本則に次の三章を加える。

### 第三章 管理監督職務上限年齢制

（管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第五条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（第三条第二項各号に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

一 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）第八条の二第一項に規定する管理職手当を支給される職員の職

二 警視又は警部の階級にある警察官（前号に掲げる職を除く。）

三 前二号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として人事委員会規則で定める職（管理監督職務上限年齢）

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢（以下この章において「管理監督職務上限年齢」という。）は、年齢六十年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第七条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならぬ。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第九条において「降任等」という。）をしようとする職の

属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）と、同項第一号及び第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第一号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第九条において「降任等」という。）とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第八条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができる。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）  
第九条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十条 任命権者は、第八条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十一条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 雑則

第十二条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
附則に次の四項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「七十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに第三条第二項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内

容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6 警察本部長は、自分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（岡山県職員給与条例の一部改正）

第二条 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第一項を次のように改める。

地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する等級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（第十九条の七第三項及び第十九条の八第二項において「定年前再任用短時間勤務職員算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第四条の二第二項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員」に改め、「又は前項」及び「又は同項」を削り、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第三項又は」を「勤務時間条例第二条」に、「その者」を「当該短時間勤務職員」に、「算出率」を「短時間勤務職員算出率」に改める。

第十一条第一項第一号中「道路（以下この条）を「道路（以下この項及び次項）」に、「料金（以下この条）を「料金（以下この項から第三項まで）」に改め、同項第二号中「この条」を「この項、次項及び第七項」に改め、同条第二項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「その者」を「当該職員」に改める。

第十五条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員」に改め、同条第四項及び第五項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十八条の三第二項中「第八条の三」を「第四条第三項から第十項まで、第八条の三」に、「再

任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第十九条第二項中「第十九条の四」を「第十九条の四第二項第一号及び第二号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。第十九条の四第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の六第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の七第一項中「常時勤務の者」の下に、「定年前再任用短時間勤務職員」を加え、同条第三項中「短時間勤務職員にあつては、これらの額に算出率」を「これらの額に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては定年前再任用短時間勤務職員算出率を、短時間勤務職員にあつては短時間勤務職員算出率」に改める。

第十九条の八第一項中「常時勤務の者」の下に、「定年前再任用短時間勤務職員」を加え、「以下この条」を「第一号」に改め、同条第二項中「短時間勤務職員にあつては、これらの額に算出率」を「これらの額に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては定年前再任用短時間勤務職員算出率を、短時間勤務職員にあつては短時間勤務職員算出率」に改める。

附則第四項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則に次の十項を加える。

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第十項及び第十二項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第四条第二項の規定により当該職員の属する等級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年岡山県条例第十六号。以下「定年条例」という。）

第三条第二項に規定する医師及び歯科医師

三 定年条例第八条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第五条に規定する職を占める職員

四 定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（定年条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第四項に規定する他の職へ

の降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十四項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第十二項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第八項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第四条第二項の規定により当該職員の属する等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第四条第二項の規定により当該職員の属する等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第四号イの公安職俸給表(一)に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第八項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 附則第十一項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第十一項中「前項」とあるのは「附則第十二項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十項及び第十一項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第十項、第十二項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第十項、第十二項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十九条第五項（第十九条の四第四項において準用する場合を含む。）及び第十九条の九第二項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

17 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による給料月額、附則第十項の規定による給料その他附則第八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額								
	191,000	218,800	261,100	280,500	295,600	321,000	362,700	395,800	446,900	

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額								
	245,100	257,000	261,200	294,900	311,400	325,500	349,000	384,200	415,800	

別表第三イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	239,500	280,600	309,300	337,400	421,500	

別表第三ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	230,600	277,400	304,400	330,700	411,500	

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

任用 短時間 勤務職 員	221,100	264,000	288,800	331,200	389,700
-----------------------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第五イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	298,100	340,500	394,900	467,900	

別表第五ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額							
	192,400	219,400	251,800	265,400	291,900	332,800	375,000	436,500

別表第五ハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額						
	239,000	260,700	267,900	278,100	294,400	332,100	376,500

(岡山県職員特殊勤務手当支給条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

- 一 岡山県職員特殊勤務手当支給条例(昭和二十六年岡山県条例第十九号)第三十八条
- 二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)第四条第一項
- 三 岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年岡山県条例第六号)第三条(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第四条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条の四第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第九条の五中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第五条 職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「六月以下」の下に「の期間、その発令の日に受ける」を、「加算した額」及び「の額の合計額」の下に「とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（岡山県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第六条 岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項第一号中「岡山県条例第十六号」の下に「。以下「定年条例」という。」を加える。

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第十四項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加え、「の各号」を削る。

第五条の三中「十五年」を「二十年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第五条の三の二 第五条の二（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第一項中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第十四項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条第一項並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号口の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二中「第五条の二第一項」の下に「第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。」を、「同項第二号ロ」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。))」を加える。

第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項(」に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の二第一号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」を「特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。))」に改め、同項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。))」に改める。

第六条の五第一項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第八条の二第一項第一号中「十五年」を「二十年」に改める。

第十条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「とす」を「とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他規則で定めるものを除く。))を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。))は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第二項から第二十項までを削る。

附則第二十一項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号) 附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社又は日本電信電話株

式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第二十二項中「で旧国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第二十三項中「昭和四十八年改正条例」を「岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年岡山県条例第四十三号。以下「昭和四十八年改正条例」という。）」に、「第五条の三」を「第五条の三の二まで及び附則第十八項から第二十六項」に、「附則第二十三項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二十四項中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第二十一項」を加え、同項を附則第五項とする。

附則第二十五項中「第五条」の下に「又は附則第十九項」を加え、「附則第二十三項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第二十六項を附則第七項とし、附則第二十七項を附則第八項とする。

附則第二十八項中「附則第十一条」を「附則第十三条」に改め、同項を附則第九項とし、附則第二十九項を附則第十項とし、附則第三十項から第三十二項までを十九項ずつ繰り上げ、附則第十三項の次に次の一項を加える。

14 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定（第五条の三の二において読み替えて準用する第五条の二に規定する俸給月額額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額額が減額前の俸給月額額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額額には、当該額を含まないものとする。

附則第三十三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第三十四項を附則第十六項とし、附則第三十五項を附則第十七項とし、同項の次に次の九項を加える。

18 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十八項」とする。

19 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この

場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十九項」とする。

20 前二項の規定は、定年条例第三条第二項に規定する医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

21 岡山県職員給与条例附則第八項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

22 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（定年条例第三条第二項に規定する医師及び歯科医師以外の者にあつては六十歳とし、同項に規定する医師及び歯科医師にあつては六十五歳）に達する日」と、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（定年条例第三条第二項に規定する医師及び歯科医師以外の者にあつては六十歳とし、同項に規定する医師及び歯科医師にあつては六十五歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

23 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六号の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「百分の三」とする。

定年条例第三条第二項に規定する医師及び歯科医師以外の者	六十歳
定年条例第三条第二項に規定する医師及び歯科医師	六十五歳

24 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項各号（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用並びに第八条の二の規定の適用については、第五条の三本文及び第八条の二第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八条の二第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

25 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者が附則第二十三項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の

三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「附則第二十三項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

26 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者が附則第二十三項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。  
別表を削る。

（岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第七条 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第十七条中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。  
第十五条第三項中「当該職員の定年から五年を減じた年齢」を「五十五歳」に改める。

第十八条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

（岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第八条 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二條の四第三項に規定する職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「の定める」を「で定める」に改める。

第四条第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、

同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員					
	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	230,600	277,400	304,400	330,700	411,500

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第九条 職員の分限に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条第三項及び第四項」の下に、「第二十八条の二第四項」を加える。

第二条の二中「同じ。」の下に「(法第二十八条の二第一項本文の規定によるものを除く。)」を加える。

附則に次の一項を加える。

8 岡山県職員給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員については、第二条の二の規定中「場合に」とあるのは「場合又は岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)附則第八項の規定の適用を受ける場合に」と、「をいう」とあるのは「又は岡山県職員給与条例附則第八項の規定の適用を受けることをいう」として同条の規定を適用する。この場合において、第三項と第二項の規定は適用せず、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、岡山県職員給与条例附則第八項の規定により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第十条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第三条第一項中「第四項」の下に「及び附則第二項」を加え、同条第二項中「第四項及び次条第一号において」を「以下」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(経過措置)

2 給与条例附則第十項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される義務教育諸学校等の教育職員に対する第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。)、附則第十項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とし、同条第二項中「岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。)」とあるのは「給与月額」と、「給料月額」とあるのは「給料月額と給与条例附則第十項、第十四項又は第十五項の規定による給料の額との合計額」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第十一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年岡山

県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第八条の規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この号において同じ。)(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第五条に規定する職をいう。)を占める職員

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第八条の規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。第十条第三号において同じ。)を延長された管理監督職(同条例第五条に規定する職をいう。第十条第三号において同じ。)を占める職員  
 第十条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第八条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第十七条の表第十一条第二項第二号の項中欄中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員」に改め、同表第十九条の七第一項及び第三項並びに第十九条の八第一項及び第二項の項を次のように改める。

<p>第十九条の七第一項及び第十九条の八第一項</p>	<p>、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員</p>	<p>及び育児短時間勤務職員等</p>
<p>第十九条の七第三項及び第十九条の八第二項</p>	<p>定年前再任用短時間勤務職員にあつては定年前再任用短時間勤務職員算出率を、短時間勤務職員にあつては短時間勤務職員算出率</p>	<p>育児短時間勤務職員等にあつては算出率</p>

第十八条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第二十三条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十四条第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。附則に次の一項を加える。

(給与条例附則第八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する取扱い)

5 育児短時間勤務職員等についての給与条例附則第八項の規定の適用については、同項中「と  
する」とあるのは、「」に、勤務時間条例第一条第二項の規定により定められた当該職員の勤務  
時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十三条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年岡山県条例第九号)の一部を次  
のように改正する。

第二条第二項第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四  
号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第八条の規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間(同  
条の規定により延長された期間を含む。)をいう。第十条第五号において同じ。)を延長された  
管理監督職(同条例第五条に規定する職をいう。第十条第五号において同じ。)を占める職員  
第十条第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次  
に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第八条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職  
員

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第十四条 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十九年岡山県条例第六号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二条中「当該職員の定年から五年を減じた年齢」を「五十五歳」に改める。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第十五条 職員の再任用に関する条例(平成十二年岡山県条例第百五号)は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号  
に定める日から施行する。

一 第六条中岡山県職員の退職手当に関する条例第十条第四項の改正規定並びに同条例附則第二十  
八項の改正規定(「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める部分に限る。)及び第三十三項の  
改正規定(「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める部分に限る。)並  
びに附則第九条並びに第十四条第一項及び第四項の規定 公布の日

二 第六条中岡山県職員の退職手当に関する条例第十条第十一項第五号の改正規定 令和四年十月  
一日

(勤務延長に関する経過措置)

第二条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正  
前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第四条第一項又は第二項の規定に  
より勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定に

より延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えないことができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新定年条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者

二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退

職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定による採用をいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第四条第一項若しくは第二項の規定による採用をいう。次項第五号及び第四項において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新定年条例第十一条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前四号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの  
3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（暫定再任用をされた職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

**第四条** 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十一条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定

める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第八条において同じ。）に達している者（新定年条例第十条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

第五条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に設置された職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第六条 令和三年改正法附則第四条及び第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条及び第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第七条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第三条及び第四条の規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第八条 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第十一条に規定する年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第十一条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）

第九条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

（岡山県職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第二条の規定による改正後の岡山県職員給与条例（以下「新給与条例」という。）附則第八項から第十七項までの規定は、附則第二条第一項の規定により勤務している職員には適用しない。

第十一条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条及び次条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第四条の二第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される岡山県職員給与条例第二条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、岡山県職員給与条例第四条第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する等級に応

じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される岡山県職員給与条例第二条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、岡山県職員給与条例第四条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する等級に応じた額に、第四条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十一条第二項、第十五条第二項、第十九条の七第一項及び第三項並びに第十九条の八第一項及び第二項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十九条第三項及び第十九条の六第二項の規定を適用する。

5 新給与条例第十九条の四第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 岡山県職員給与条例第四条第三項から第十項まで、第八条の三から第十条まで、第十条の三、第十条の四、第十条の六、第十二条、第十三条の二、第十三条の三及び第二十条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（職員の懲戒に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 第五条の規定による改正後の職員の懲戒に関する条例第四条の規定は、施行日において減給の期間中にある者及び施行日以後において減給を発令された者について適用する。

（岡山県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の岡山県職員の退職手当に関する条例附則第三十三項の規定は、令和四年四月一日から適用する。

2 暫定再任用職員に対する第六条の規定による改正後の岡山県職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。以下

「職員」という。」とする。

3 新給与条例附則第八項の規定による給料月額の設定をされた職員が退職した場合において、その者が新給与条例附則第八項に規定する特定日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、新退職手当条例第二条の四から第五条の三の二まで、第六条から第六条の五まで並びに附則第四項から第六項まで、第十四項及び第十八項から第二十六項まで、岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年岡山県条例第四十三号）附則第五項から第八項まで及び第十四項、岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年岡山県条例第十七号）附則第六項及び第七項、岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十五年岡山県条例第四号）第四条の規定による改正前の岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成三年岡山県条例第二十一号）附則第三項、岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年岡山県条例第四十五号）附則第五項並びに岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年岡山県条例第四号）附則第二項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額が、これらの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

4 新退職手当条例第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項に規定する事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 暫定再任用職員は、新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、第七条の規定による改正後の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例を適用する。

（岡山県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 暫定再任用職員は、第八条の規定による改正後の岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（以下「新県費負担教職員条例」という。）第三条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新県費負担教職員条例の規定を適用する。

（関係条例の一部改正）

第十七条 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年岡山県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新条例第三条から第五条まで」を「岡山県職員の退職手当に関する条例第三条から第五条まで又は附則第十八項若しくは第十九項」に、「新条例第三条から第五条の三まで」を「同条例第三条から第五条の三の二まで及び附則第十八項から第二十六項まで」に改める。

附則第六項中「に新条例」を「に岡山県職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第五条の二」

を「同条例第五条の二（同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第二十一項」に改める。

附則第七項中「新条例」を「岡山県職員の退職手当に関する条例」に改め、「第五条」の下に「又は附則第十九項」を加える。

附則第八項中「新条例第二条の三から第五条の三まで」を「岡山県職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで」に、「と新条例」を「と岡山県職員の退職手当に関する条例」に改める。

附則第十四項中「新条例第二条の三及び」を「岡山県職員の退職手当に関する条例第二条の四及び」に、「新条例第二条の三から第五条の三まで」を「同条例第二条の四から第五条の三の二まで」に改め、同項第一号中「新条例第二条の三から第五条の三まで」を「岡山県職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで」に改める。

第十八条 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「又は新条例」を「又は岡山県職員の退職手当に関する条例」に、「新条例」を「同条例」に改める。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7 当分の間、前項の規定は職員としての勤続期間十一年以上の者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したものについて準用する。

第十九条 岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「附則第二十三項」を「附則第四項」に改める。

第二十条 岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年岡山県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この条例による改正後の岡山県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）を「岡山県職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第二条の四から第五条の三まで」を「岡山県職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで」に、「附則第二十三項から第二十五項まで」を「附則第四項から第六項まで」に改める。

附則第六項中「新条例」を「岡山県職員の退職手当に関する条例」に改める。

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十四号

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例

職員の子育休等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「第二条の四に規定する場合に該当して当該子が二歳に達する日までの間に育児休業をする場合にあつては、」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四の規定に該当する場合にあつては当該子が」に、「が満了し、かつ、当該任期が更新されない」を「(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了する」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第四号中ハ及びニを削る。

第二条の三第二号中「次条第一号」を「次条」に改め、同条第三号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合) 当該子の一歳六か月到達日

第二条の三第三号中ロをハとし、同号イ中「(当該非常勤職員が)」の下に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の下に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする県等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して県等育児休業をする場合にあつては、当該県等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四の見出し中「に規定する」を「の」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、同条第一号中「（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳六か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）」及び「（当該配偶者がする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳六か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して県等育児休業をする場合にあっては、当該県等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「に規定する」を「の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第三条第五号中「次条及び第十一条第六号」を「第四条及び第十一条第七号」に改め、同条第七号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第十一条第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十一条中第六号を第七号とし、同条第五号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員が、第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第三条（第四号に係る部分に限る。）及び第十一条（第五号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

岡山県条例第四十五号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

- 一 県公舎の使用料
- 二 一般財団法人岡山県教育職員互助組合及び一般財団法人岡山県警察職員互助会の掛金
- 三 一般財団法人岡山県警察職員互助会の貸付金の償還金
- 四 前三号に掲げる掛金等に類するもので人事委員会規則で定めるもの

附則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の三の二の項の次に次のように加える。

三の三 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
--------	--

別表第二の一の三の二の項の次に次のように加える。

三の二 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく救助又は扶助金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関するもの

<p>る法律（平成六年法律第三十号）に基づく永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）に基づく手当等の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）に基づく自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に基づく小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百十九号）に基づく資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法に基づく保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（別表第三において「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
---	--	--	---	---	--	---	--	--

三の三 知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であつて規則で定めるもの	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）に基づく職業転換給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定により行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

別表第三の一の項中「（平成六年法律第三十号）」を削り、同表の二の項中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削り、同項の次に次のように加える。

二の二 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	就学奨励費関係情報であつて規則で定めるもの 学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
二の三 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく就学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

別表第三の三の項中

生活保護法に基づく保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

生活保護関係情報であつて規則で定めるもの  
外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

に改

め、同表の四の項中

生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

生活保護関係情報であつて規則で定めるもの  
外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

に改め、

令和4年9月30日 岡山県公報 号外

同表に次のように加える。

五 教育委員会	学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
---------	--	----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十七号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の四第二項第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四百七十七条第一号イ」を「第百五十一条第一号イ」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十八号

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例（平成十三年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「であつて」を「（早島町の区域を除く。）であつて」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項又は法第四十三条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた法第二

十九条第一項又は法第四十三条第一項の規定による許可の申請及び当該申請（同項の規定による許可の申請を除く。）に対する許可に係る法第三十五条の二第一項の規定による変更の許可の申請については、なお従前の例による。

岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十九号

岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県教育関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条第三号中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号から第十四号までを削り、第十五号を第七号とし、第十六号を第八号とし、第十七号を第九号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

国家公務員法の一部改正により、国における職員の定年が引き上げられること等に鑑み、職員の定年等について国家公務員に準じた措置を講ずるとともに、地方公務員法の一部改正により、管理監督職員の勤務上限年齢に係る制度が創設されることに伴い、管理監督職務上限年齢を設ける等所要の改正を行うものである。

◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、非常勤職員の育児休業の取得の要件を緩和することとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員等共済組合法等の一部改正により地方公務員共済の対象となる職員の範囲が拡大されたことに鑑み、短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際してその給与から一般財団法人岡山県教育職員互助組合及び一般財団法人岡山県警察職員互助会の掛金等の額に相当する額を控除することができることとするものである。

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号等の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことにより、県が行う生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施の事務等に係る県民の負担の軽減及び県の事務の効率化を図るため、当該利用等に関し必要な事項を定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について

地域の実情等に鑑み、市街化調整区域における開発許可の対象となる土地の区域から早島町の区域を除くものである。

◎ 岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

教育職員免許法の一部改正により、教育職員の免許状の有効期間の更新制度が廃止されることに伴い、当該更新に係る手数料を廃止する等所要の改正を行ったものである。